

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和5年（2023年）9月29日

住所 佐賀県佐賀市大和町大字川上149番地1

氏名 株式会社佐賀クリーン環境

代表取締役 西川 国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	令和5年（2023年）9月29日
許可番号	佐賀県指令5循環第12号
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類	<p>施設の種類 ごみ処理施設（破碎施設）</p> <p>一般廃棄物の種類 可燃ごみ（紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類） 以下余白</p>
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川字苗代690番48
処理能力	<p>紙くず：60t／日（24時間）</p> <p>木くず：60t／日（24時間）</p> <p>繊維くず：60t／日（24時間）</p> <p>廃プラスチック類：60t／日（24時間）</p>
許可の条件	なし
省令第3条第7項 の規定による新許 可証の提出の有無	有・無
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県知事に審査請求をするすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事です。）を被告として訴訟を提起することができます。